# 住宅(専用部分)の模様替え、改造、修繕に関する申請書兼承諾書

令和 年 月 日

鶴川2丁目住宅管理組合

理事長 殿

街区 号棟 号室

組合員氏名

建築協定第10条の規定により、別紙設計図、仕様書を添付の上、次のとおり申請します。

| 工事理由   |  |         |         |   |  |  |
|--------|--|---------|---------|---|--|--|
| 工事内容   |  |         |         |   |  |  |
| 工事期間   | 令和 年 月 日                                       | から 令和 年 | 三 月 日 ま | で |  |  |
| て事たて光さ | (住所)   |         |         |   |  |  |
| 工事施工業者 | (会社) (Tel)                                     |         |         |   |  |  |
| 工事責任者  | 氏名 印   | 携带番号    |         |   |  |  |
| 工事用車輌  | 車 輌ナンバー  | 車種      | 車種      |   |  |  |
| 遵守事項   | ① 共用部分に関する工事は、一切できません。(別紙参照)                   |         |         |   |  |  |
|        | ② 工事時間は、午前9時から午後5時までとします。                      |         |         |   |  |  |
|        | ③ 工事車輌は原則一台のみとし、決められた駐車方法を遵守します。               |         |         |   |  |  |
|        | ④ 居住者への安全を第一とし、迷惑のかからないようにします。                 |         |         |   |  |  |
|        | ⑤ 工事は申請期間内に終了いたします。(工事期間を明記してください。)            |         |         |   |  |  |
|        | ⑥ 工事にかかる廃材、残物はすべて施工業者が持ちかえります。                 |         |         |   |  |  |
|        | ⑦ 問題発生時、または申請内容に変更ある場合は、直ちに管理組合に連絡し、その指示に従います。 |         |         |   |  |  |
|        | ⑧ 工事施工前に、必ず棟の各階段下掲示板(1週間以上前)に作業のお知らせ(B5サイズ)を   |         |         |   |  |  |
|        | 掲示してください。                                      |         |         |   |  |  |
|        | ⑨火気の使用は厳禁です。                                   |         |         |   |  |  |

### 隣接住民の承諾書

(工事対象室の上下左右の居住者に、工事内容・工事期間等を説明の上署名押印をもらってください)

| 号室 | 氏名 | 印 | 号室 | 氏名 | 印 |
|----|----|---|----|----|---|
| 号室 | 氏名 | 印 | 号室 | 氏名 | 印 |

# 承認書

申請のあった上記住宅の模様替え、改造、修繕について承認いたします。

令和 年 月 日

鶴川2丁目住宅管理組合 理事長 印

# 仕 様 書

| 番号 | 室名 | 場所  | 現状 | 改修後 | 備考 |
|----|----|-----|----|-----|----|
| 1  |    | 天井  |    |     |    |
|    |    | 壁   |    |     |    |
|    |    | 床   |    |     |    |
|    |    | 機器  |    |     |    |
|    |    | その他 |    |     |    |
| 2  |    | 天井  |    |     |    |
|    |    | 壁   |    |     |    |
|    |    | 床   |    |     |    |
|    |    | 機器  |    |     |    |
|    |    | その他 |    |     |    |
| 3  |    | 天井  |    |     |    |
|    |    | 壁   |    |     |    |
|    |    | 床   |    |     |    |
|    |    | 機器  |    |     |    |
|    |    | その他 |    |     |    |
| 4  |    | 天井  |    |     |    |
|    |    | 壁   |    |     |    |
|    |    | 床   |    |     |    |
|    |    | 機器  |    |     |    |
|    |    | その他 |    |     |    |

| 4    |  | 床   |  |  |
|------|--|-----|--|--|
|      |  | 機器  |  |  |
|      |  | その他 |  |  |
| 特記事項 |  |     |  |  |
|      |  |     |  |  |
|      |  |     |  |  |

## 別紙

## 注意事項

工事用駐車スペースは団地内には原則ございませんので、最低必要台数(1台)にて来訪して下さい。 なるべく他車通行の邪魔にならない場所に駐車して下さい。駐車する場合、縁石を乗り越えて芝生に 掛からないよう駐車して下さい。(芝生が傷み枯れてしまう為)

駐車の際は必ずフロントガラス内部に連絡先(TEL)及び、工事場所を貼付して下さい。

又、工事で発生したゴミは必ずお持ち帰り下さい。

上記の件が守られませんと理事会に於いて工事を差し止める場合がありますのでご注意願います。

#### 禁止事項

#### 建築協定第11条

- 一、増築
- 二、バルコニーの改築
- 三、主要構造部に影響する行為
- 四、出窓の新設
- 五、 共有地(駐車場を除く)の個人使用
- 六、住宅を他の用途に使用すること

#### 厳守事項

建築協定第7条共用部分の修理を厳守すること。

上記事項に違反した工事を施工した場合、申請者は直ちに原状に復帰すること。

#### 共用部分

- 1.建物部分 建物躯体部分(柱、梁、構造壁、床スラブ)、基礎部分、内外壁、階段室の壁、床天井及び手摺壁、バルコニー、パイプスペース、メーターボックス等。
- 2.設備部分 給水管、ガス管および電気配管は本管から各戸メーターを含む部分までを共用部分としメーター から先の枝間管部分を専有部分とする。

雑排水管および汚水管は竪管に接続する継ぎ手の手前までの枝管部分を専有部分とする。 玄関扉の外側、集合郵便受箱等。

#### エアコン用スリーブ(穴あけ)申請の特記事項

- 1) 開孔部は別紙、平面・展開図に図示した範囲とする。
- 2) 原則として開孔は1壁面につき1箇所とする。
- 3)場所により配筋の位置が多少異なることも予想される為、工事に際しては事前に「鉄筋探査」をした上で実施することとする。
- 4) 電気等設備関係の配線、配管の状況は不明のため、工事に当たっては十分注意が必要である。
- 5) 工事状況を写真撮影し記録することを工事発注条件とする。
- 6)「鉄筋探査」・「工事状況写真」の提出。